



埼玉県報

第 2 6 3 4 号
平成26年10月3日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書の推奨\(青少年課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [自動車運転基礎能力評価判定システムの賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [職員情報総合管理システム用サーバ等の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道さいたま幸手線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立精神医療センターの全身用X線CT装置の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次とのおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第一項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から一月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年九月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あい
- 三 代表者の氏名
石川 清子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市上野田町四十九番地十三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会において日常生活を送る上で様々な困難を生じ援助を必要としている高齢者、障害者などが、より人間らしき質の高い生活を送れるようそのニーズに適した援助を専門家やボランティアとの協働により調整、提供し地域住民が自立し助け合いその人々生活を送れる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二〇五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第一項の規定により公表する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から一月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））による縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年九月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シアターサポ
- 三 代表者の氏名
成沢 富雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市元町二十七番一号有限会社齋藤印舗
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、芸術表現活動を支援することによつて、新しい文化の創造をはかり、地域文化を振興させるとともに所沢のまちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第十一百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一一十五条第四項の規定により、
定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出
されたので、同条第五項において準用する同法第十条第一項の規定により公告す
る。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度
及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から一月間、
県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根域振興センターにおいて備え置く方法
並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年九月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子育てステーションたんぽぽ
- 三 代表者の氏名
内海 弘美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市南四丁目一一番一十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、久喜市及び周辺地域の人々に対する子育て支援を目的に、子育て
に関する団体及び個人の相互の情報交換を支援し、地域社会における市民活動・
行政・企業・学校等が連携するための環境を作り、豊かな地域社会の形成に寄与
することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二四五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、
定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第一項の規定により公告す
る。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度
及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から一月間、
県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方
法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））によつて縦覧に供す。
No.

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年九月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人障害者生活支援ネットワークヨコヒラ
- 三 代表者の氏名
志村 允子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市石原八百七十六番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者（児）に対し、地域社会のなかで、安心してしかも豊かな
生活が営めるよう、教育・福祉・労働・余暇などにかかる個人・団体・施設が
連携して支援活動を行い、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次とおり推奨する。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一四二〇	乳幼児	いけのおと	松岡達英／さく	福音館書店
一四二一	乳幼児	ショベルカーがやつてきた！	スーザン・ステゴール／作 青山南／訳	ほるぶ出版
一四二二	乳幼児	バナのはなし	伊沢尚子／文 及川賢治／絵	福音館書店
一四二三	乳幼児	ひとりでおとまりしたよに	フィリパ・ピアス／文 ヘレン・クレイグ／絵 さくまゆみこ／訳	福音館書店
一四二四	乳幼児	みつけたよさわったよにわのむし	澤口たまみ／ぶん 田中清代／え	福音館書店
一四二五	小学校低学年	あひるの手紙	朽木祥／作 ささめやゆき／絵	校成出版社
一四二六	小学校低学年	カマキリの生きかた さすらいのハンター	筒井学／写真と文	小学館
一四二七	小学校低学年	あたし、うそついちやつた	ジャナン・ケイン／さく いいむつみ／やく	少年写真新聞社
一四二八	小学校低学年	きもち	ローラ・ランキン／さく せなあいこ／やく	評論社
一四二九	小学校低学年	もしも宇宙でくらしたら	内田麟太郎／作 早川純子／絵	鈴木出版
一四二一〇	小学校・中学年	もしかしてぼくは	山本省三／作 村川恭介／監修	WAVE出版
一四二一	小学校・中学年	ひとりひとりのやさしさ	ジャクリーン・ウッドソン／文 E. B. ルイス／絵 さくまゆみこ／訳	BL出版
一四二二	小学校・中学年	かあちゃん取扱説明書	いとうみく／作 佐藤真紀子／絵	童心社
一四二三	小学校・中学年	ネバーギブアップ！	くすのきしげのり／作 山本孝／絵	小学館
一四二四	小学校・中学年	僕は46億歳。親子で読む、壮大な「地球史」カレンダー	豊田充穂／作・絵 杉田精司／監修	講談社
一四二五	小学校・高学年	絵本いのちをいただく みいちゃんがお肉になる日	坂本義喜／原案 内田美智子／作 魚戸おさむとゆかいななかたち／絵	学研教育出版
一四二六	小学校・高学年	ストグレ！	小川智子／著	講談社
一四二七	小学校・高学年	『赤毛のアン』と花子 翻訳家・村岡花子の物語	村岡恵理／文 布川愛子／絵	学研教育出版
一四二八	小学校・高学年	ミサゴのくる谷	ジル・ルイス／作 さくまゆみこ／訳	学研教育出版
一四二九	小学校・高学年	おいでフレック、ぼくのところに	エヴァ・イボットソン／著 三辺律子／訳	学研教育出版
一四四〇	中学生	天狗ノオト	田中彩子／作	学研教育出版

一四四一	中学生	負けないバティンエガール	ジョーン・バウアー／著	小学館
一四四二	中学生	おどろきのスズメバチ	中村雅雄／著	灰島かり／訳
一四四三	中学生	明日は海からやつてくる	杉本りえ／作	講談社
一四四四	中学生	わからん薬学事始（全3巻）	スカイエマ／絵	ボブラン社
一四四五	高校・青年	島はぼくらと	まはら三桃／著	
一四四六	高校・青年	心	辻村深月／著	
一四四七	高校・青年	NHK「COOL JAPAN」かつこいいニッポン再発見	堤和彦／著	講談社
一四四八	高校・青年	自分を愛する力	姜尚中／著	集英社
一四四九	高校・青年	やわらかな生命	福岡伸一／著	講談社
		乙武洋匡／著	NHK出版	文藝春秋

告 示

埼玉県告示第千三百二十号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもつて救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなつた。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

名称	病院
福島病院	
埼玉県加須市本町六番三十三号	
日 年 九月三十 平成二十六	撤回日

告 示

埼玉県告示第千三百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）越谷花田物販店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二 二他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸

東京都台東区上野七丁目十四番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年四月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千百平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 一七七台

駐輪場の位置及び面積

位置 国面省略 収容台数 一二〇五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 国面省略 面積 二四三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 国面省略 容量 二四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午後十一時三十分から午前六時

ト 届出年月日

平成二十六年八月二十九日

二 縦覧期間

平成二十六年十月三日から平成二十七年一月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十月三日から平成二十七年一月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百二十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県熊谷市妻沼六百六十三番地一 ソフィアコートA-101号	川村 智
埼玉県深谷市下手計七百八十一番地二	夏神 守

二 取消年月日

平成二十六年九月二十九日

告 示

埼玉県告示第千三百一十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

自動車運転基礎能力評価判定システムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年9月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

17,821,944円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年7月22日

告 示

埼玉県告示第千三百一十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

職員情報総合管理システム用サーバ等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年8月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

343,440,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年7月1日

告 示

埼玉県告示第千三百一十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月三日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年9月1日

4 落札者の氏名及び住所

小山株式会社 奈良県奈良市大森町47番地の3

5 落札金額

201,298,582円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年7月22日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川村一峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 白岡市岡泉字大山九一七番二地先か ら同市岡泉字大山九一八番一地先ま		区間
二六・〇〇	一三・五〇	(メートル) 敷地の幅員
一九・五		(メートル) 延長
交差点整備工事である。		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月三日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橋 裕子

裕子

一 許可番号

平成二十一年三月三十日

指令東整第二 一三九 号

二 検査済証番号

平成二十六年九月二十九日

川建セ第二六 九五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字土塙字南薬王子四七四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字土塙四七四番地

杉田芳行

告 示

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月三日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橋 裕子

一 許可番号

平成二十六年九月二十四日

指令川建セ第二五 一一三一號

二 検査済証番号

平成二十六年九月三十日

川建セ第二六 九七號

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字南谷一一三番、一一四番一、一一四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八七五番地一
八木原光子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一 許可番号

平成二十六年九月十六日

指令越建セ第二五〇〇八八一號

二 檢査済証番号

平成二十六年九月二十九日

越建セ第二六五一一號

三 開発区域に含まれる地域の名称

（従前地）埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百三十二番の一部、四百五十一番二一
（仮換地）幸手都市計画事業宮代町道仮土地区画整理事業五十街区一画地の一
部、五画地（第一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百十番地

深井 育雄

告 示

埼玉県病院事業告示第二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月三日

埼玉県病院事業管理者　名和　肇

1 購入等件名及び数量

全身用 X 線 C T 装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

埼玉県立精神医療センター 用度担当

3 落札者を決定した日

平成 26 年 9 月 25 日

4 落札者の氏名及び住所

東芝メディカルシステムズ株式会社

栃木県大田原市下石上 1385 番地

5 落札金額

29,948,400 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 26 年 8 月 15 日

告 示

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年十月三日

埼玉県教育委員会委員長 千葉照實

一 日時

平成二十六年十月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十六年十月三日

埼玉県監査委員 寺山昌文
埼玉県監査委員 荒井伸茂
埼玉県監査委員 鈴木弘夫
埼玉県監査委員 本木

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成25年度・平成26年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 188機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、国際スポーツ課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、小児医療センター建設課
下水道局	下水道管理課
行政委員会	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務

等の事務局	局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年検査課、生活環境第一課、生活環境第二課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通検査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成26年4月21日～平成26年8月8日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務のは正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	統計課	平成 25 年度の「工業統計調査の関係用品受入れ、保管、仕分、梱包及び配送業務委託」(436,380 円) における一部業務の再委託について、書面によらず承諾していたことは不適切であった。
県民生活部	広聴広報課	平成 25 年度の「県庁オープンデー会場設営・撤去等業務委託」(2,037,000 円) について、委託業務内容を変更し支払いを行っているが、変更協議の内容を文書として記録することなく、事務手続きを進めたことは不適切であった。
福祉部	障害者福祉推進課	平成 25 年度の「伊豆潮風館の産業廃棄物である物品の処分」(26,775 円) について、次の点で不適切であった。 1 産業廃棄物の処分については、書面による契約が必要であるが、契約書を作成していなかった。 2 排出事業者は、受託者に対し産業廃棄物管理票を交付する必要があるが、交付していなかったため、産業廃棄物が適法に処分されたか確認できないまま支出していた。
企業局	地域整備課	平成 25 年度の「地域整備事業予備調査業務委託」(6,196,050 円) については、業務内容の変更を受注者と協議したが、その内容を変更契約書の特記仕様書に正確に記載しないまま、事務手続きを進めたことは不適切であった。

警察本部	施設課	平成 25 年度の「高速走行抑止システムの修繕」(1,071,000 円)について、契約書に修繕の具体的な内容を示さず、必要な記載内容が欠落したまま契約を締結したことは不適切であった。
------	-----	--

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年十月三日

埼玉県監査委員 寺山昌文
埼玉県監査委員 荒井伸茂
埼玉県監査委員 鈴木弘夫
埼玉県監査委員 木本茂

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置	
県土整備部	本庄県土整備事務所	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 24 年度の「川の再生県民運動推進工事(表示ボード製作)」(331,800 円)について、写真パネルのスタンドを業者に特注で製作させ、過大な支出を発生させたのは不適切であった。	製作した表示ボードについては、平成 26 年 4 月 1 日、埼玉県財務規則第 170 条の 2 に基づく物品の分類替を行い備品出納簿へ記入した。その後、主務課へ保管転換し、県土整備部全体で利活用を図っている。 今後、同様の事案が発生することのないよう、職員全体会議等を通じて適正な事務処理について繰り返し周知している。 また、出納総務課職員を講師として、適正な財務事務のための職場研修を行うこととした。
教育局	入間向陽高等学校	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 25 年 2 月末に購入した「レーザープリンター」(72,975 円)について、平成 25 年 12 月中旬まで長期にわたり未使用のまま放置し、備品表示を行わないなど適切な管理を怠っていたことは、不適切であった。	当該プリンターについて、監査後直ちに備品表示を行い、使用を開始した。 また、学校内の物品について、全ての備品があるか、備品表示がされているかの再点検を行った。 再発防止のため、校長が監査結果を全職員に周知するとともに、物品の納品及び備品表示の貼付の際は、複数の職員が確認することで適正な管理を確保することとした。 また、今後物品を購入する際には、緊急性及び必要性の検証を十分に行うよう徹底した。

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
------	-----------------------	-------	-------

企画財政部	利根地域振興センター	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 24 年度の「埼玉県行田地方庁舎の正面玄関内外 2 箇所自動ドア部品交換修繕」(924,000 円)について、修繕に要する期間を十分に調査せず、見積書を徵取し、契約の相手方から期間の延長の申出を受け、見積条件と異なる契約期間で契約していたのは不適切であった。	再発防止のため、所内における周知の他、出納局主催の財務研修等に参加するなど、財務に関する基本的な知識の再習得を図った。
教育局	近代美術館	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 24 年度の「埼玉県立近代美術館施設管理（空調設備保守・運転・中央監視）業務委託」(11,550,000 円) の一部業務の再委託（ 3 件）について、書面によらず承認していたことは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 委託契約締結時には、業務の再委託に関して契約業者との連絡を密に行い、手続きに漏れがないよう徹底することとした。
教育局	大宮光陵高等学校	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。 1 平成 25 年度の書写技能検定試験会場の行政財産使用許可手続きについて、年 3 回実施する検定試験の使用許可をまとめて行っていたが、許可日が第 1 回目の検定試験の実施後となっていた。 2 行政財産使用料について、管理費の算定を誤り、後日、差額を追徴したが、行政財産の変更許可手続きを行っていなかった。	再発防止のため、行政財産使用許可における関係規定や注意点について再確認を行い、適正な事務処理について徹底を図った。 また、年間行事予定表等により、検定実施時期の把握を徹底するとともに、行政財産使用許可手続き漏れを防止するため一覧表を作成することとした。 なお、行政財産の変更許可手続きについては、平成 25 年 12 月 9 日に行った。
教育局	大宮光陵高等学校	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 25 年度の「産業廃棄物処理委託契約」(38,272 円)において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の執行にあたり埼玉県財務規則等の関係法令を十分確認するよう徹底した。 また、財務チェックリスト（契約・支出）を活用し、複数の職員で確認する等チェック機能の強化を図った。